

資金繰りに困っている事業主が、今からすぐ資金調達をするために知っておくべきこと

1. 借りやすい先は【日本政策金融公庫】

金融機関との取引がない場合、一番借りやすいのは【日本政策金融公庫】です。

【日本政策金融公庫】ホームページ

<https://www.jfc.go.jp/>（「日本政策金融公庫」で検索）

2. 税理士に相談する

今、いきなり日本政策金融公庫に相談にいても、相談や申し込みが殺到しているため、すぐには対応してもらえません。

今、相談を申し込んでも面談日が3週間以上先になります（4月13日時点）。

ですので、**郵送やインターネットで直接、融資を申し込んだ方が、早く借りることができます。**

しかし、どのような書類を送ればいいのかわからない場合は、顧問税理士や知り合いの税理士に相談することで、少しでも早めることはできます。

3. インターネットで申し込む

今、一番はやく申し込みを受け付けてくれるのは「インターネット申し込み」です。

下記サイトにアクセスして、とりあえず、申し込みだけすぐに行ってください。

【事業資金 お申込受付（新型コロナウイルス感染症特別貸付専用）】

<https://www.m.jfc.go.jp/sysped/ped010>（「事業資金 お申込受付」で検索）

4. 近くの金融機関で普通預金通帳を作っておく

インターネットで申し込む際は、取引金融機関の普通預金口座が必要です。

もし、近くの金融機関の普通預金口座を持っていない場合は、すぐに作りに行ってください。

普通預金通帳を作る際は、大きな銀行（メガバンクは、地方銀行）を避けて、**地元にある「信用金庫」や「信用組合」をお勧めします。**対処も早く、親身に対応してくれる可能性が高いからです。

また、その後、別の資金を借りる際にも、借りやすくなります。

5. 必要書類を用意する

インターネットで申し込んだ後、公庫の担当者から連絡が届きます。

そこに提出すべき書類や資料について記載されていますので、それらの資料を用意します。

初めての取引で必要になる書類は、個人事業主の場合は、

●借入申込書

- 型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書
- 最近2期分の確定申告書
- ご商売の概要（お客さまの自己申告書）もしくは創業計画書
- 前月の売上がわかる資料（売上帳・試算表等）

です。法人の場合は、上記書類にプラスして

- 最近2期分の決算書（勘定科目明細付き）
- 履歴事項全部証明書

が必要になります。

これらの書類は、下記サイトからダウンロードできますので、そこから入手し、作成してください。

【「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類】

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_info_a.pdf

（「ご提出書類・お申込手続き」で検索）

6. 必要書類を郵送する

必要書類が完成すれば、それらを日本政策金融公庫の担当者に郵送してください。

その後、担当者から連絡がきます。

その時に、「資金使いみち」や「事業の状況」など聞かれます。追加で資料を求められることもあります。その後、融資が決定すれば、その連絡が入ります。

7. インターネットで申し込んでから、融資実行までの日数の目安

現在、公庫には申し込みが殺到しているため、申し込んでから融資の決定まで、かなりの日数がかかっています。

2020年4月13日時点の目安とすれば、

- (1) インターネットで申し込み～担当者からの連絡：3週間程度
- (2) 必要資料郵送～担当者との面談：3週間程度
- (3) 担当者の面談～融資決定の通知：2週間程度
- (4) 融資決定の通知～入金：1週間程度

インターネット申し込みから入金まで、今なら2ヶ月近くかかります。

もちろん、公庫の担当者はそれを一日でも早めようと努力しています。

しかし、担当者の処理能力以上に申し込みが殺到しているため、上記日程よりも、今後は、もっと時間がかかることもあります。

8. もっと詳しい内容が知りたい場合は

「少しでも早く借りるための方法」が書かれているブログです、

【今から公庫に行かずに【新型コロナウイルス感染症特別貸付】に申し込む方法】

<https://www.npc.bz/yuushi/20200401> （「今から公庫に行かずに」に検索）